

令和8年度 佐賀県家畜体内受精卵移植講習会開催要領

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項〔ただし、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条第2項各号に掲げる講習科目のうち、同規則第24条の2第3項の規定を適用する。〕に基づく家畜体内受精卵移植講習会（以下「講習会」という。）を下記のとおり実施する。

記

1 講習会の目的

家畜の改良増殖に係る家畜体内受精卵移植業務に関し、必要な知識及び技術を習得させる。

2 講習会の受講対象者

家畜改良増殖法第16条第2項の家畜人工授精に関する講習会の課程を終了し、その修業試験に合格した者でかつ、家畜人工授精師免許証の交付を受けた者。

3 講習の対象家畜

牛

4 開催期間及び場所

(1) 期間 令和8年7月21日（火）から8月21日（金）

※8月24日（月）を予備日とする。

(2) 場所 佐賀県畜産試験場

佐賀県武雄市山内町宮野23242-2

Tel 0954-45-2030

5 講習科目及び講習時間

別紙「令和8年度佐賀県家畜体内受精卵移植講習会開催日程」のとおり

なお、講師の都合等により変更することがある。

6 受講定員

10名程度とする。ただし、受講申込者が5名に満たない場合は講習会をとりやめることがある。

なお、受講申込者が10名を超える場合、書類審査等により受講者を決定する。

7 受講手続き及び手数料

(1) 受講届出

受講希望者は、家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び添付書類を提出すること。
《提出書類》

- ・家畜体内受精卵移植講習会受講願書(別紙 様式第1号)
- ・家畜人工授精師免許証(写し)

* 上記書類については、本講習会以外の目的には使用することはない。

提出先: 佐賀県農林水産部畜産課 衛生担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

(TEL:0952-25-7122)

締切日: 令和8年6月25日(木)必着

なお、受講承認については、7月上旬を目途に本人に通知する。

(2) 受講申請書

承認を受けた受講希望者は、家畜体内受精卵移植講習会受講申請書(別紙 様式第2号)を開講式(令和8年7月21日(火))の受付時に提出すること。

(3) 受講手数料

受講手数料は、**32,000円**とし、**受講申請時(開講式の受付時)に受講申請書とあわせて佐賀県収入証紙**で納入すること。

なお、納入された手数料は、いかなる場合も返還しない。

8 修業試験合格証明書の交付

本講習会の修業試験に合格した者には、修業試験合格書を送付する。

9 修業試験結果の開示

修業試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができる(口頭での開示請求は受験者本人のみ)。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に畜産課で手続きを行うこと。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日を除く。

なお、電話、はがき等による請求は不可。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点及び 総合得点	合格発表の日から1か月間	農林水産部畜産課 佐賀県城内一丁目1番59号

10 その他

- (1) 講習会の受付は、開講式当日(令和8年7月21日(火))の午前9時30分から同50分までの間とし、開講式開始後は認めない。なお、開講式は、午前10時から同30分までとする。
- (2) 各講義・実習の開始時に出席確認を行い、遅刻及び途中退席は欠席として扱う。
- (3) 筆記用具、長靴、白衣を持参すること。長靴は未使用品に限る。
その他持参するものについては、講師の指示による。
- (4) 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト(家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)令和元年9月六刷」一般社団法人日本家畜人工授精師協会)を用いる。
なお、同テキストの斡旋を希望する者は、講習会初日受付時に斡旋するので、受講願書に明記のこと。(実費:3,240円)
- (5) 講義・実習中及び修業試験中は、携帯電話の使用を禁止する。また、講習会中は緊急の場合を除き電話等の取次ぎは行わない。
- (6) 講習会場には、食堂等の施設がないので、昼食は各自で準備すること。
- (7) この他受講に際し遵守しなければならない事項については、別に指示する。

(様式第1号)

家畜体内受精卵移植講習会受講願書

令和 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項及び佐賀県家畜改良増殖法施行細則第4条の規定に基づき開催される令和8年度佐賀県家畜体内受精卵移植講習会を受講したいので、関係書類を添えて申し込みます。

出 願 者	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）
	現 住 所	〒
	本 籍 地	
	電 話 番 号	
	勤 務 先	

学 歴	学校等教育機関の名称	修学期間	専攻科目（学科）	備考
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		

畜産に関する経験の有無

有 ・ 無

家畜人工授精業務の実施状況

有 ・ 無

講習会テキストの斡旋

必要 ・ 不要

- (注) 1 該当する箇所の字句を○で囲むこと。
2 年齢は願書提出時点とすること。
3 学歴中の「備考」欄には、卒業、中退、卒業見込の別を記載すること。

(様式第2号)

家畜体内受精卵移植講習会受講申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

住所

ふりがな

氏名

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項及び佐賀県家畜改良増殖法施行細則第4条の規定に基づき開催される令和8年度佐賀県家畜体内受精卵移植講習会を受講したいので、申請します。

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
7月21日	火		開講式	移植概論(沿革と制度)			移植概論(沿革と制度)	移植概論(意義・得失)			
7月22日	水		移植概論(採卵、処理、移植)			受精卵の生理及び形態(細胞の構造、生理)					
7月23日	木		受精卵の生理及び形態(卵胞及び卵子の発育)			受精卵の生理及び形態(卵胞及び卵子の発育)					
7月24日	金		受精卵の生理及び形態(胚のエネルギー物質代謝)			受精卵の生理及び形態(胚の発生)					
7月25日	土										
7月26日	日										
7月27日	月	体内受精卵の処理(ドナーの検査、胚の回収)					体内受精卵の処理(胚の取り扱いと保存)				
7月28日	火	体内受精卵の処理(胚の検査)					体内受精卵の処理(胚の凍結保存)				
7月29日	水	体内受精卵の処理(汚染防止)					受精卵の移植(胚に関する要因)		受精卵の移植(レシピエントに関する要因)		
7月30日	木		受精卵の移植(移植技術に関する要因)			受精卵の移植(移植技術に関する要因)					
7月31日	金	受精卵の処理(実)(検査・処理器具の取り扱い)					受精卵の処理(実)(検査・処理器具の取り扱い)				
8月1日	土										
8月2日	日										
8月3日	月	受精卵の処理(実)(検査器具の取り扱い)					受精卵の処理(実)(検査器具の取り扱い)				
8月4日	火	受精卵の処理(実)(体内胚の採取)					受精卵の処理(実)(体内胚の採取)				
8月5日	水	受精卵の処理(実)(体内胚の回収)					受精卵の処理(実)(体内胚の回収)				
8月6日	木	受精卵の処理(実)(胚の品質判定)					受精卵の処理(実)(胚の品質判定)				
8月7日	金	受精卵の処理(実)(胚の保存)					受精卵の処理(実)(胚の保存)				
8月8日	土										
8月9日	日										
8月10日	月	受精卵の処理(実)(胚の保存)					受精卵の処理(実)(胚の保存)				
8月11日	火	山の日									
8月12日	水	受精卵の処理(実)(胚の保存)					受精卵の処理(実)(胚の保存)				
8月13日	木		受精卵の移植(実)(レシピエントの選定)			受精卵の移植(実)(レシピエントの準備)					
8月14日	金										
8月15日	土										
8月16日	日										
8月17日	月		受精卵の移植(実)(胚移植用器具の滅菌、消毒と取り扱い)			受精卵の移植(実)(凍結胚の融解技術)					
8月18日	火		受精卵の移植(実)(胚の移植技術)			受精卵の移植(実)(胚の移植技術)					
8月19日	水		受精卵の移植(実)(胚の移植技術)			受精卵の移植(実)(胚の移植技術)					
8月20日	木		受精卵の移植(実)(胚の移植技術)			受精卵の移植(実)(胚の移植技術)					
8月21日	金		【学科試験】 移植概論、生理及び形態			【学科試験】 受精卵の処理、移植		閉講式			
8月22日	土										
8月23日	日										
8月24日	月	予備日									